

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様、謹んで新年のお慶び申し上げます。より一層皆様のお役に立てるよう、社員一同精進いたしますので、本年もよろしくお願い申し上げます。
今回は、通勤手当非課税限度額の改正についてご紹介いたします。

通勤手当非課税限度額の改正

通勤のために自動車やバイクなどを利用する給与所得者の通勤手当について、非課税限度額が引き上げられました。本改正は令和7年11月20日から施行され、令和7年4月1日以後に支払われる通勤手当に適用されます。改正前の非課税限度額を超える通勤手当を支給していた場合は、令和7年分の年末調整で調整が必要になることがあります。

改正後の非課税限度額

改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区 分	課 税 さ れ な い 金 額		
	改 正 後 (令和7年4月1日以後適用)	改 正 前	
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同 左	
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上である場合	38,700円	31,600円
	通勤距離が片道45km以上55km未満である場合	32,300円	28,000円
	通勤距離が片道35km以上45km未満である場合	25,900円	24,400円
	通勤距離が片道25km以上35km未満である場合	19,700円	18,700円
	通勤距離が片道15km以上25km未満である場合	13,500円	12,900円
	通勤距離が片道10km以上15km未満である場合	7,300円	7,100円
	通勤距離が片道2km以上10km未満である場合	4,200円	同 左
	通勤距離が片道2km未満である場合	(全額課税)	同 左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同 左	
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	同 左	

改正後の非課税限度額の適用

改正後の非課税限度額は通勤距離に応じて設定され、令和7年4月1日以後に支払われる通勤手当に適用されます。ただし、令和7年3月31日以前に支払われた通勤手当、同日以前に支払われるべき手当で4月1日以後に支払われるもの、またその差額として追加支給される手当には適用されません。

出典：国税庁「給与所得者の通勤手当の非課税限度額の改正について」

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350